

アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下した。さらに、国では、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立し、令和4年1月から申請受付が開始された。

しかし、アスベスト建材製造企業は裁判で敗訴したときのみ賠償金を払うという姿勢を崩していない。アスベストを製造していれば、どの現場で使用した等の違いはあるが、アスベストのばく露の原因を担ったことに違いない。そのため、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備が必要である。

また、現在のアスベスト給付金制度は賠償責任期間が設けられており、責任期間に含まれない方は対象外となっている。全ての原告は、専門医よりアスベストが原因だと診断された方である。アスベストが原因だと判明しているにもかかわらず、賠償期間の設定があり、屋内で作業をしていることに限定されてしまった結果、賠償責任が認められない原告がいるのは不合理である。

よって、国においては、アスベスト建材製造企業が責任を認め、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備を行うこと、また、全ての建設アスベスト被害者を救済するため、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備及び建設アスベスト被害全面解決を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月27日

様

東京都府中市議会議長
村 崎 啓 二